

# 神戸市民間主導による空き家活用促進事業 実施要綱

令和5年7月18日 建築住宅局長決定

## (目的)

第1条 空き家が放置されることなく、早期の活用や市場流通等がされることを促進するため、空き家の活用・市場流通・所有者の支援等、空き家の減少や発生の未然防止などに取り組む事業者を募集・認定し、神戸市における事業展開の初動期を支援するものである。

## (応募できる者)

第2条 以下の条件のすべてに該当する者であって、神戸市において応募年度中に、空き家の活用・市場流通・所有者への支援等、空き家の減少や発生の未然防止に資する事業（以下「空き家対策事業」という。）を開始する者。

- (1) 応募時点で、空き家対策事業を3年以上実施している実績を有すること
- (2) 本事業による認定を受けた場合にあっては、認定を受けた日の属する年度の最終日から起算して2年間は、神戸市において空き家対策事業を継続して実施すること
- (3) 本事業による支援期間が終了した後も、神戸市において空き家対策事業を継続的に実施できる事業計画を有すること
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当しないこと
- (6) 国税及び地方税について未納の税額が無いこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により国税や地方税の換価の猶予の適用を受けていることが確認できる場合、未納の扱いとはしないものとする
- (7) 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと

## (認定事業者への支援)

第3条 市長は、本事業において認定した事業者（以下「認定事業者」という。）の希望に応じて、認定した日の属する年度の最終日から起算して2年を期限に以下の支援を実施するものとする。

- (1) 財政的支援 神戸市での空き家対策事業の実施に要する経費の一部を予算の範囲内で、審査会における採点結果の高かった認定事業者から順に補助する。当該補助の交付にあたって必要な事項は、「神戸市民間主導による空き家活用促進事業 補助金交付要綱」に定めるものとする。
- (2) 広報の支援 本市の実施する空き家所有者へのダイレクトメール等で、認定事業者及びその実施する空き家対策事業について案内を行う。
- (3) その他 その他、認定事業者の実施する空き家対策事業の内容に応じて、必要と思われる支

援を行う。

### (応募)

第4条 本事業に応募する者（以下「応募者」という。）は、受付期間内に、以下の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 認定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式自由）
- (3) 法人登記簿謄本または登記事項証明書の写し（発行日から3か月以内のもの）
- (4) 企業概要及び空き家対策事業の実績が分かる資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項第2号に定める事業計画書には神戸市で実施する空き家対策事業に関する以下の内容をすべて記載すること。

- (1) 事業の概要
- (2) 事業の実施体制
- (3) 地元事業者との連携の可能性
- (4) 本事業による支援終了後の市との連携の可能性
- (5) 実施する事業に関連する神戸市の状況の分析
- (6) KPI（応募年度及び3か年）
- (7) 収支計画（5年間）

### (審査会)

第5条 市長は、認定する事業者を応募者から選定するため、審査会を行うこととする。

2 市長は、審査会における審査基準及び選定方法は別表に定め、審査を行う委員及び会議の運営その他に関して別に定めるものとする。

3 市長は、審査会により認定する事業者を選定したときは、速やかにその結果を応募者に通知するものとする。ただし、選定した事業者への通知は、次条に規定する認定通知書をもって代えるものとする。

### (認定)

第6条 市長は、前条の審査会において選定した事業者を認定するときは、次の各号に掲げる書類により通知するものとする。

- (1) 空き家対策事業者認定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

### (事業実施報告)

第7条 前条の認定を受けた事業者は、認定を受けた日の属する年度の最終日から起算して2年間は、各年度の末日までに、空き家対策事業の実施状況について次の各号に掲げる書類により報告するものとする。

- (1) 空き家対策事業実施報告書（任意様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

**附則**

**(施行期日)**

この要綱は、令和5年7月24日から施行する。

別表（第5条関係）

審査基準	以下に掲げる審査基準に基づき、「特に優れている（満点）」、「優れている（満点の75%）」、「普通（満点の50%）」、「やや劣っている（満点の25%）」、「劣っている（0点）」の5段階で採点する。		
	審査項目	ポイント	配点
	有効性	空き家の活用・市場流通・所有者の支援等、空き家の減少や発生の未然防止が期待できる事業か。	28点
	新規性	現に類似の事業が神戸市で展開されていないなど、新規性のある事業か。	16点
	継続性	収支計画が良く検討されており、本事業による支援終了後も安定した継続が期待できるか。	20点
	市場の分析	実施する事業に関連する神戸市の状況を十分に分析しているか。	12点
		神戸市内の既存事業者との効果的な連携が期待できるか。	12点
	実施体制・実績	空き家対策事業の遂行能力の高さが期待できるか。	12点
選定方法	委員の点数の平均が、70点を超える応募者を点数の高い順に選定することとし、点数が同じ応募者が複数いる場合は、「有効性」の審査項目における委員の点数の平均がより高い方を優先する。		